資料1-1

# 小型家電リサイクル法の概要について

# 小型家電リサイクル法制定の背景

○我が国に存在する様々な使用済製品の中には、原材料として使用した有用金属が多く含まれており、都市鉱山とも言われている。

○しかし、廃棄物として市町村が処理している使用済小型電子機器等からは、十分な資源回収がなされていない状況。

○使用済製品のうち、リサイクルが積極的に行われている、大型家電、自動車、パソコン、蓄電池、コピー機等の再資源化率は、7割～9割と高水準であるが、他方で、それら以外のものは、鉄、アルミニウムなど一部の金属を除き、埋立処分されていた。

鉄、アルミニウム、銅、鉛のように、量が多く、単一素材に区分しやすい金属は、比較的リサイクルが進んでいる。他方で、**複雑な回収技術・工程を要する他の金属の回収は進んでいない。**

市町村における有用金属の回収状況

| 金属 | 回収割合 |
|---|---|
| 鉄 | 66.8% |
| 銅 | 21.7% |
| 銀 | 4.0% |
| 金 | 4.6% |
| アルミ | 52.9% |
| ステンレス | 16.5% |
| レアメタル | 2.6% |

※回収割合とは回収を行っている自治体数の割合（回答自治体数1,748自治体）

出典：環境省

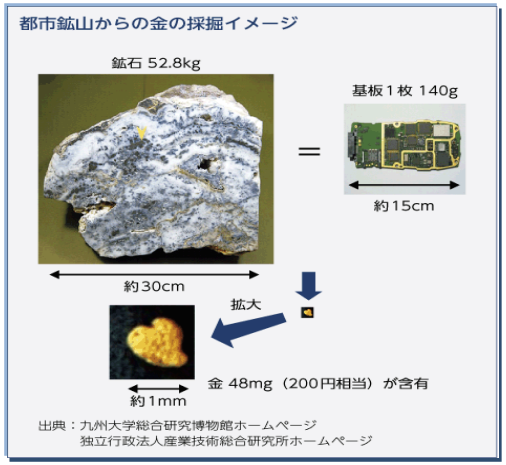


開発途上国に輸出された使用済製品の一部は、そのまま解体され、金属の回収が行われているおそれ。
開発途上国では、有害物質の処理が適切に行われず、住民の鉛やカドミウム濃度が高くなっている事例が報告。

# 小型家電リサイクル法施行までの経緯

平成20～23年　使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会
（環境省・経済産業省　共同事務局）

↓

平成23年2月　小型電気電子機器リサイクル制度及び
使用済製品の有用金属の再生利用の在り方について（諮問）

↓

平成23年3月～　中央環境審議会　小委員会

↓

平成24年1月　小型電気電子機器リサイクル制度の在り方について（一次答申）

↓

平成24年8月　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
（小型家電リサイクル法）制定

↓

平成24年10月　使用済製品の有用金属の再生利用の在り方について（二次答申）

↓

平成25年3月　政省令・基本方針公布

＜ 平成24年12月　前回合同会合

↓

平成25年4月　小型家電リサイクル法施行

# 小型家電リサイクル法の概要（1/2）

**【制度概要】**

・使用済小型電子機器等については、資源性を有することから、広域的かつ効率的な回収が可能になれば、規模の経済が働いて、採算性を確保しつつ再資源化することも可能。そこで、本制度は、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度として構築。

・使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者については、再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、広域的・効率的な回収を促進。

**【対象品目】**

・一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものとして、政令において指定。

・政令では、「家電リサイクル法」の対象となる家電4品目を除く、28類型の品目が指定。

**【基本方針】**

・環境大臣及び経済産業大臣が基本方針を策定・公表。

・基本方針の内容は、基本的方向、量の目標（平成27年度までに14万t/年、1人当たり1kg/年）、促進のための措置、個人情報の保護その他配慮すべき事項等。

# 小型家電リサイクル法の概要（2/2）

**製造業者（メーカー）の責務**
- 設計、部品、原材料の工夫により再資源化費用低減
- 再資源化により得られた物の利用

**小売業者の責務**
- 消費者の適正な排出を確保するために協力

**国の責務**
- 必要な資金の確保
- 情報収集、研究開発の推進
- 教育、広報活動

製造・販売 → 排出 → 回収 → 引渡 → 静脈物流 → 循環利用

国　民

自治体回収

回収ボックス　or　資源ごみの新区分 or　ピックアップ

集積所

引渡

中間処理施設

中間処理

金属製錬

金属回収

**消費者の責務**
- 分別して排出

**市町村の責務**
- 分別して収集
- 認定事業者その他再資源化を適正に実施し得る者に引渡し

※各市町村の特性に合わせて回収品目・回収方法等を選択

（産廃である使用済小型電子機器等の排出の場合）

**事業者の責務**
- 分別して排出
- 認定事業者その他再資源化を適正に実施し得る者に引渡し

**認定事業者**
- 再資源化のための事業を行おうとする者は、再資源化事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることが出来る。
- 再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、市町村長等の廃棄物処理業の許可を不要とする。
- 収集を行おうとする区域内の市町村から分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き引き取らなければならない。

認定申請 →

← 認定、指導・助言等

**国**
- 再資源化事業計画の認定
- 再資源化事業計画の認定を受けた者に対する指導・助言、報告徴収、立入検査
- 認定の取消し

# 基本方針・政省令・ガイドラインについて

これまで、以下の基本方針・政省令等を策定（平成25年3月）

**①使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針**

小型家電リサイクルの促進の基本的方向、量に関する目標、促進のための措置、知識の普及、個人情報の保護その他配慮すべき事項等について記載。

**②使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令**

対象品目の指定等。

**③使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則**

法第10条に基づく「再資源化事業の内容」、「区域、者の能力及び施設の基準」等の認定に関する事項等を規定。

**④使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン＜主に市町村向け＞**

「特定対象品目」を提示し、市町村等の回収の方法、回収に際しての留意事項等を示す。

**⑤市町村－認定事業者の契約に係るガイドライン　＜市町村、認定事業者向け＞**

市町村と認定事業者が引渡契約を締結するにあたり、業者の選定方法、契約方法、双方で取り決めて契約に記載すべき事項等を示す。

**⑥使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に係る再資源化事業計画の認定申請の手引き　＜認定事業者向け＞**

事業者が再資源化事業計画を作成・変更・申請するにあたり、計画に記載すべき事項、手続きの方法、審査基準の詳細等を示す。

# 基本方針の概要

小型家電リサイクル法に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるもの。

| | |
|---|---|
| ① 促進の基本的方向 | ・広域的かつ効率的な回収により、採算性を確保しつつ再資源化することが可能であり、関係者が工夫しながらそれぞれの実情に合わせリサイクルを実施。<br>・消費者や国、地方公共団体、リサイクル事業者などの関係者の適切な役割分担の下でそれぞれが積極的に参加することが必要。 |
| ② 量に関する目標 | 市町村又は認定事業者等により回収され再資源化を実施する量の目標<br>【平成27年度までに14万t/年、1人当たり1kg/年】（回収率約20%） |
| ③ 促進のための措置に関する事項 | 各関係者（消費者・事業者、地方公共団体、小売業者、製造業者、認定事業者）が取り組むべき措置を記載。例えば、市町村の取組として、<br>①制度への参加、②安定的かつ効率的な収集、③引渡先の適切性の確認<br>④住民への制度の周知と、住民が簡便に排出できる環境の整備、<br>⑤認定事業者等の指導・監督　　等を記載。<br>また、国の取組として、<br>①制度の円滑な立上げと運用に向けた市町村の支援、<br>②国民への普及啓発　　等を記載。 |
| ④ 促進の意義に関する知識の普及に係る事項 | ・環境教育、広報活動等を通じて使用済小型電子機器等の再資源化が環境の保全に資することについての国民の理解を深めることが必要。 |
| ⑤ その他促進に関する重要事項 | ・使用済小型電子機器等を再使用する場合の適切な再使用の実施<br>・排出後の定量的なフローの把握<br>・使用済小型電子機器等が廃棄物と判断される場合の留意事項 |
| ⑥ 個人情報の保護その他配慮すべき事項 | ・回収段階及び中間処理段階における個人情報の保護<br>・労働安全衛生の確保<br>・有害物質等の発生抑制、周辺環境への影響の防止 |

# 制度対象品目＜施行令第１条＞（1/2）

| | 対象品目 | 具体的に該当する品目の例<br>（政令には具体的な品目名は記載されていない） |
|---|---|---|
| 1 | 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具 | 電話機、ファクシミリ、変復調装置（モデム）、ルーター・スイッチ |
| 2 | 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具 | 携帯電話端末（公衆用PHS端末、スマートフォンを含む）<br>カーナビゲーションシステム、ETC車載ユニット、VICSユニット |
| 3 | ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第2号に掲げるテレビジョン受信機を除く） | ラジオ |
| 4 | デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディーレコーダーその他の映像用機械器具 | デジタルカメラ、ビデオテープレコーダ／プレーヤ、DVDレコーダ／プレーヤ、BDレコーダ/プレーヤ、BS/CSアンテナ、カーカラーテレビ |
| 5 | デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具 | テープレコーダ、CDプレーヤ、MDレコーダ／プレーヤ、デジタルオーディオプレーヤ、ICレコーダ、補聴器、カーラジオ |
| 6 | パーソナルコンピュータ | パーソナルコンピュータ　ノートブック型／スレート型、パーソナルコンピュータ　デスクトップ型（タワー型及び一体型を含む）、パーソナルコンピュータ　タブレット型 |
| 7 | 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置 | 補助記憶装置（ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード）、ゲームソフト |
| 8 | プリンターその他の印刷装置 | プリンター、フォトプリンター、モニター（パーソナルコンピュータ用）、キーボードユニット |
| 9 | ディスプレイその他の表示装置 | モニター（パーソナルコンピュータ用）、プロジェクター |
| 10 | 電子書籍端末 | 電子書籍端末 |
| 11 | 電動ミシン | 電気ミシン |
| 12 | 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具 | 電気グラインダ、電気ドリル、電気ポリシャ、電気サンダ |
| 13 | 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具 | ワードプロセッサ（モニターを含む）、電卓、電子辞書 |
| 14 | ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具 | 電子式ヘルスメーター（体組成計・体脂肪計）、電子式ベビースケール、電気式温湿度計、デジタル歩数計 |
| 15 | 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具 | 治療浴用機器及び装置、家庭用電気・光線治療器、家庭用磁気・熱療法治療器、家庭用吸入器、家庭用医療用物質生成器 |

# 制度対象品目＜施行令第１条＞（2/2）

| | 対象品目 | 具体的に該当する品目の例<br>（政令には具体的な品目名は記載されていない） |
|---|---|---|
| 16 | フィルムカメラ | フィルムカメラ |
| 17 | ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第１条第3号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く） | 電子ジャー、食器洗い乾燥機(卓上型)、トースター、ホットプレート、ミキサー、ジューサー、フードプロセッサー、電気製めん機、電気もちつき機、コーヒーひき機 |
| 18 | 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第1号に掲げるユニット型エアコンディショナーを除く） | 扇風機、サーキュレーター、送風機 |
| 19 | 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く） | 電気アイロン、裁縫用電気こて、電気掃除機、ハンドクリーナー、床みがき機 |
| 20 | 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具 | 電気こたつ、電気ストーブ、電気毛布 |
| 21 | ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具 | ヘアードライヤー、電気かみそり、電気脱毛器、電気ハサミ、電動歯ブラシ、家庭用噴霧機、風呂水用電気ポンプ、電気アクアリウム用品 |
| 22 | 電気マッサージ器 | 電気マッサージ器 |
| 23 | ランニングマシンその他の運動用電気機械器具 | ランニングマシン |
| 24 | 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具 | 電気芝刈り機 |
| 25 | 蛍光灯器具その他の電気照明器具 | 照明器具、携帯用電気ランプ（懐中電灯を含む） |
| 26 | 電子時計及び電気時計 | 電子時計及び電気時計 |
| 27 | 電子楽器及び電気楽器 | 電子キーボード、電気ギター、電子ギター |
| 28 | ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具 | 据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム（ミニ電子ゲーム） |

※　一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具であるものに限るものとし、これら附属品を含む。

# 各種ガイドラインの位置づけ

法第五条　市町村は、その区域内における使用済小型電子機器等を分別して収集するために必要な措置を講ずるとともに、その収集した使用済小型電子機器等を第十条第三項の認定を受けた者その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。

法第十条　使用済小型電子機器等の再資源化のための使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分の事業（以下「再資源化事業」という。）を行おうとする者は、主務省令で定めるところにより、使用済小型電子機器等の再資源化の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

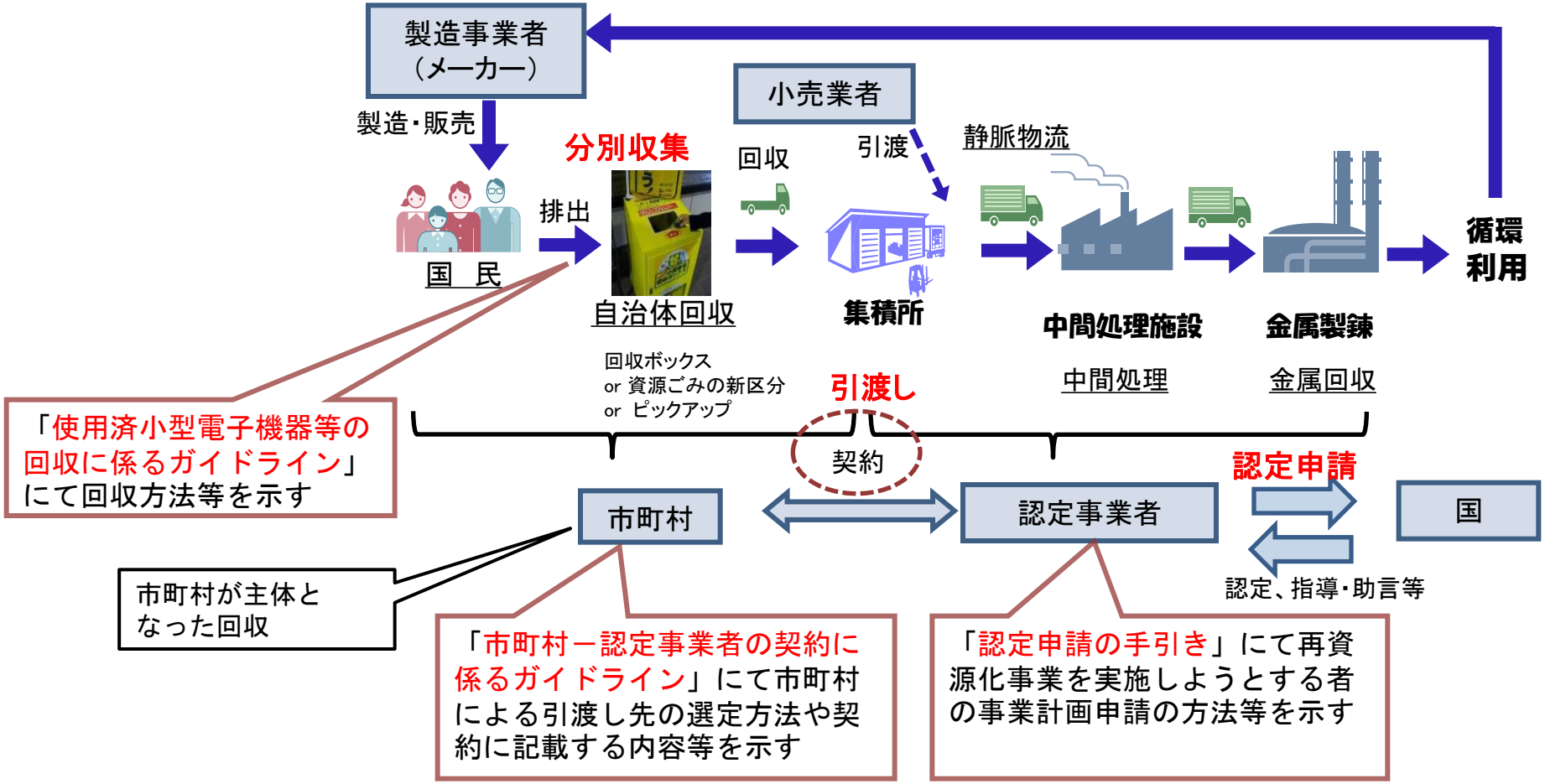

# 使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン

○「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」では、市町村や小売業者による使用済小型電子機器等の効率的な回収の実現に向けて、実施可能と考えられる回収方式を整理。
○使用済小型電子機器等の回収の際に講じられるべき個人情報保護対策も整理。


１．本ガイドラインについて
１．１ 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の概要
１．２ 本法における市町村及び小売業者の役割
１．３ 使用済小型電子機器等の回収による便益
１．４ 本ガイドラインの位置付け

２．制度対象品目・特定対象品目について
２．１ 制度対象品目　２．２ 特定対象品目　２．３ 使用を終了していない小型電子機器等の扱いについて

３．市町村内での効率的な回収方式について
３．１ 市町村による回収方式の種類
①ボックス回収 ②ステーション回収 ③ピックアップ回収 ④集団回収・市民参加型回収
⑤イベント回収 ⑥清掃工場等への持込み ⑦戸別訪問回収
３．２ 小売業者による回収方式の種類
①店頭回収 ②帰り便回収

４．市町村内での回収における個人情報保護対策について
４．１ 個人情報保護対策に配慮が必要と考えられる小型電子機器等
４．２ 個人情報漏洩リスクと個人情報保護対策のイメージ
４．３ 個人情報保護対策の事例
①対面での回収 ②ボックス仕様の工夫 ③ステーションへの指導員の立ち会い
４．４ 既存リサイクルルートにおける個人情報保護対策

# 市町村－認定事業者の契約に係るガイドライン

○「市町村－認定事業者の契約に係るガイドライン」は、市町村と認定事業者の間で結ばれる契約について、契約の準備、契約に記載すべき事項等を整理。
○両者において個々の事情に応じて各事項について定めた契約を締結し、使用済小型電子機器等の再資源化を促進することが求められる。


１．本ガイドラインについて
１．１ 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の概要
１．２ 本法における市町村及び認定事業者の役割
１．３ 本ガイドラインの位置付け

２．認定事業者との契約の準備
２．１ 認定事業者との契約の形態
２．２ 認定事業者の選定方法
２．３ 使用済小型電子機器等の引取りに応ずる義務

３．市町村と認定事業者の契約に記載する事項
３．１ 収集対象の品目　３．２ 引渡しの場所
３．３ 引渡しの方法　３．４ 引渡しに係る費用
３．５ 引渡しの頻度　３．６ 引渡しの価格
３．７ 契約の期間
３．８ 市町村による認定事業者への引渡しに係る基本的な条件の整理
３．９ 引渡し後の取り扱い方法
３．１０ 市町村が再資源化の状況を確認する規定

４．その他
４．１ 認定事業者による市町村の収集費用の補填等の措置

# 再資源化事業計画の認定申請の手引き

〇再資源化事業計画の認定申請の手引に記載する内容は以下のとおり。
〇申請のために必要な手続きや、認定後に適用を受ける規定等について解説し、申請手続の円滑化を図るもの。


1．はじめに
1.1「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の概要
1.2 本手引きの位置付け

2．再資源化事業計画の認定の申請
2.1 認定の申請の流れ　2.2 認定の基準　2.3 認定の申請　2.4 その他（認定証、事務代行、登免税）

3．再資源化事業計画の変更の認定の申請
3.1 変更の認定に係る該当事案　3.2 変更の認定の申請

4．再資源化事業計画軽微な変更の届出等
4.1 軽微な変更の届出に係る該当事案　4.2 軽微な変更の届出　4.3 氏名等の変更の届出

5．報告書の提出
5.1 報告書の内容

6．認定後に適用を受ける規定
6.1 表示
6.2 備え付け
6.3 引き取り義務
6.4 報告徴収、立入検査について
6.5 廃棄物処理法について

# 小型家電リサイクル促進に向けた具体的取組

**◆消費者への普及啓発と適正排出の促進**
・消費者アンケートによる制度の認知度把握
・チラシ・ポスター作成等による広報

資料1-4

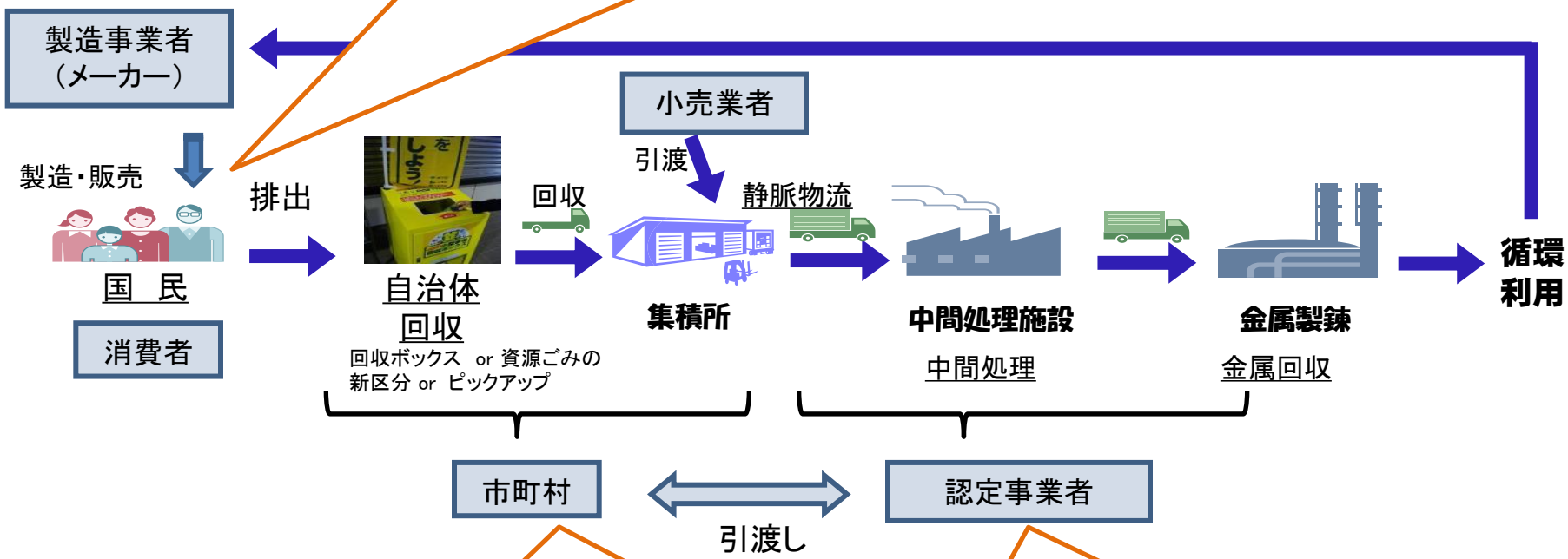


**◆市町村の小型家電リサイクルへの取組と参加促進**
・市町村の取組状況把握
・市町村の回収体制構築のための実証事業の実施
・制度説明会・事業者との情報交換会の開催

資料1-2

**◆再資源化事業者の認定**
・再資源化事業者の事業計画の認定

資料1-3

⇒ **◆使用済小型電子機器等の回収・再資源化の状況**

資料1-5